

会津若松市勤労青少年ホーム条例の 廃止（案）について

令和8年10月

会津若松市観光商工部商工課

目 次

- 1 会津若松市勤労青少年ホーム条例の廃止（案）の概要
- 2 施設の概要
- 3 会津若松市勤労青少年ホーム条例廃止の理由
- 4 勤労青少年ホーム廃止後の施設・事業の方針（令和9年度以降）
- 5 検討経過

1 会津若松市勤労青少年ホーム条例の廃止（案）の概要

(1) 勤労青少年ホームとは

会津若松市勤労青少年ホーム（以下「当ホーム」という。）は、昭和 45 年に制定された「勤労青少年福祉法」に基づき、「勤労青少年（16 歳から 35 歳まで）の健全な育成及び福祉の増進を図る」ことを目的に、昭和 50 年 6 月 1 日に開館いたしました。

平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、施設の提供だけでなく、働く若者の余暇活動や仲間づくりの場として「主催講座」「自主クラブ活動」「連絡会活動」などを展開し、半世紀（51 年間）にわたり多くの若者同士の交流や成長を支えてまいりました。

(2) 勤労青少年ホームの利用状況

①「施設」の利用状況

登録者数の推移については、ピーク時である昭和 51 年度の約 900 人から年々減少し、コロナ禍の影響等を経て令和 5 年度には 154 人、令和 7 年度は 211 人となっています。

利用割合と稼働率については、施設全体の年間稼働率は 15.4%にとどまっています。また、その内訳は、本来のターゲットである登録者（若者）の利用は、平日夜間などの 31.2%で、残り 68.8%は登録者以外の一般市民による特別利用（一般貸出）が占めています。

これらのデータから、利用実態としては、当施設はすでに「若者専用施設」の枠を超え、広く一般市民が日常的に集う「多世代共生スペース」として定着しています。

②「事業」の利用状況

上記施設の利用状況のうち、登録者の利用内訳を見ると、市（指定管理者）が提供する「主催講座」の利用は、14.5%にとどまる一方で、クラブ活動は 43.3%、連絡会活動は 37.2%と、若者が主体的に企画・運営する活動が、全体の約 8 割（80.5%）を占めています。

この実績は、当ホームが担ってきた交流支援が成果を収め、本市の若者が自ら組織を立ち上げ、活動を継続できる「自主的な実行力」を身につけていることを示しています。

(3) 会津若松市勤労青少年ホーム条例廃止の趣旨

① 「施設」のあり方の見直し

ア 社会情勢の変化と経過

開館から 51 年が経過する中、若者を取り巻く雇用環境、余暇の過ごし方、ライフスタイル、そして国の法的枠組みは劇的に変化しました。

平成 27 年の勤労青少年福祉法改正（若者雇用促進法への移行）により、自治体に対する勤労青少年ホームの設置努力義務規定が撤廃され、国の支援軸足も「余暇・レクリエーションの提供」から「キャリア形成や就労支援」へと大きく移行しました。

また、人口減少が進む本市においては、限られた資源を賢く活用し未来へ引き継ぐため、スマートシュリンク（賢く縮む）という視点を取り入れた持続可能な自治体経営への転換が必要です。

働き方の多様化や、SNS・オンラインを通じたコミュニティの広がり、民間カルチャー・フィットネス施設の増加などにより、専用施設で対面交流を行うニーズや環境は大きく変化しています。

イ 運用の見直しと条例の廃止

登録者数の減少や、利用人数の約 8 割が一般利用である実態を踏まえると、勤労青少年といった登録者の「専用施設」として運用を維持することは厳しい状況にあります。

多角的な協議・検討を重ねた結果、現代において当ホームの設置当初の目的は達成されたと判断し、令和 8 年度末（令和 9 年 3 月 31 日）をもって会津若松市勤労青少年ホーム条例を廃止いたします。

ウ 文化センターとしての一体管理

当ホームの施設は、同一建物内にある「会津若松市文化センター」へ管理を一元化し、多様な文化活動に対応するため、一部諸室は貸出しを継続します。

②「事業」のあり方の検討

従来の当ホームにおける自主的な活動への支援

これまで当ホームで行われてきた自主的な活動への支援については、令和9年度からの実施手法について検討を進めています。

— 感謝と未来に向けたメッセージ —

半世紀もの長きにわたり、当ホームを愛し、ご利用いただいたすべての登録者・市民の皆様に、心より深く感謝申し上げます。

当ホームとしての単独専用館の歴史は閉じますが、これは本市における若者支援の「終わり」ではなく、皆様が培ってこられた「人と人とのつながり」や「自発的なエネルギー」という貴重な財産を、まちづくりの原動力へと進化させるための「前向きなスタート」です。

皆様が築かれたコミュニティがさらに活性化するよう、市として丁寧に寄り添い、引き続きサポートしてまいります。

2 施設の概要

本施設は、同一建物内に3つの異なる公の施設及び管理団体が集約する「3館複合施設」です。

今回の再編は、このうち観光商工部が所管する「勤労青少年ホーム」の用途を廃止し、教育委員会が所管する「文化センター」へ管理を一元化するものです。

(1) 複合施設の管理体制の一本化

これまで、同じ建物内で観光商工部と教育委員会の二つの部門で管理してきましたが、今後は教育委員会による一体的な管理へと移行します。これにより、窓口の一本化や予約システムの効率化、管理コストの最適化を図ります。

なお、老人福祉センターについては、これまで通り変更はありません。

現行（令和8年度末まで） 3館	再編後（令和9年度以降） 2館
① 会津若松市勤労青少年ホーム （観光商工部／指定管理者へ委託） ② 会津若松市文化センター （教育委員会／指定管理者へ委託）	① 会津若松市文化センター （教育委員会／指定管理者へ委託） ※ 一部諸室の貸出し
③ 会津若松市老人福祉センター （社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会）	② 会津若松市老人福祉センター （社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会）

変更



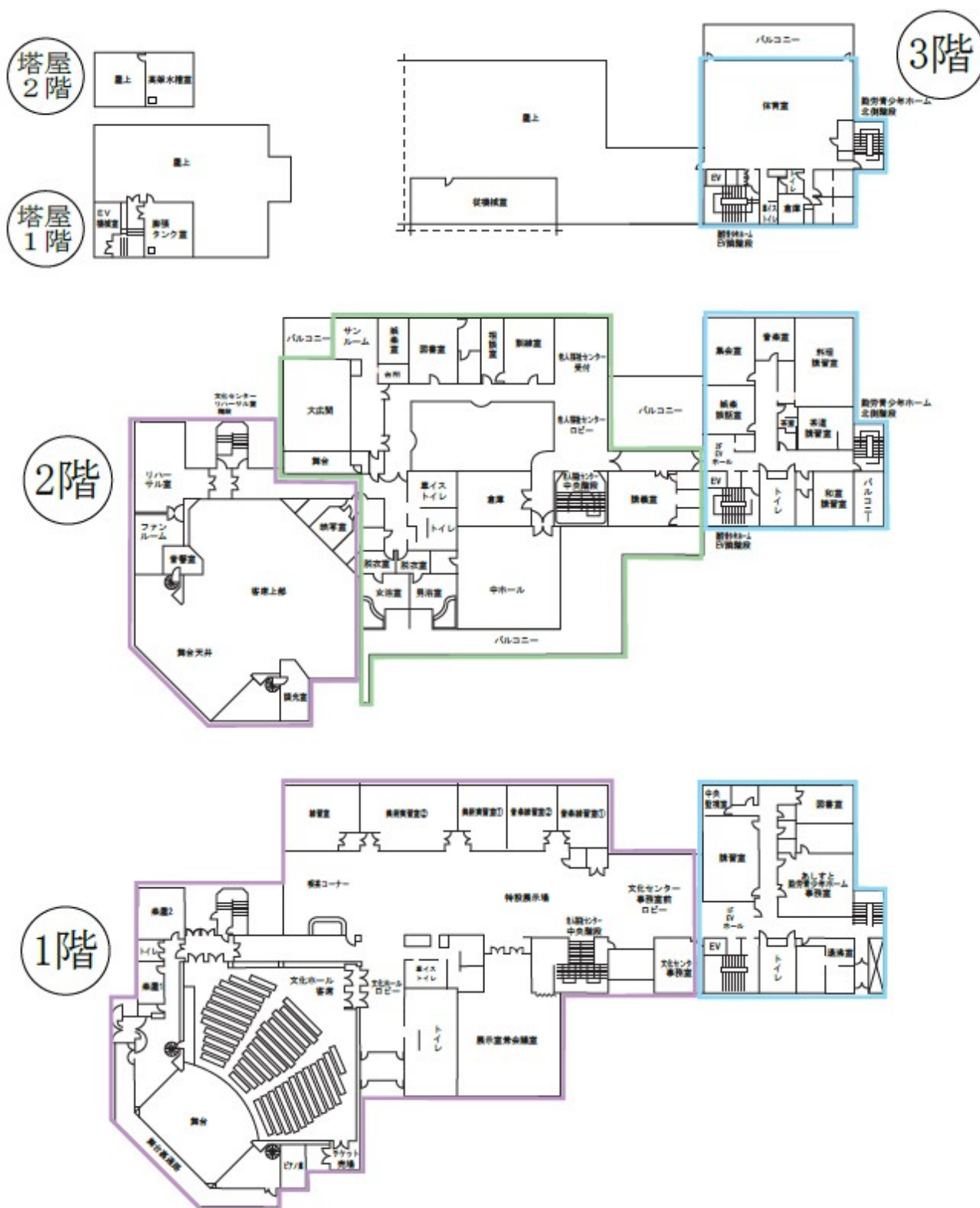
変更
なし

(2) 市が管理する2館の概要

施設名	勤労青少年ホーム	文化センター
事業開始日	昭和 50 年 6 月 1 日開館	昭和 53 年 11 月 22 日開館
設置目的	勤労青少年（16～35 歳）の健全な育成と福祉の増進 （仕事終わりの余暇活動等を通した若者同士の交流の促進）	市民の芸術文化の振興、市民の自主的な文化活動及び生涯学習の場を提供し、もって市民福祉の増進に寄与する。
事業内容	若者同士の交流のため、登録者を募り、運動や文化活動等の事業を実施 ①施設貸出 勤労青少年が活動するための施設提供 支障がない場合のみ一般の貸出も実施 ②講座事業 スポーツ系や文化系の講座を開設 ③クラブ活動支援事業 活動場所の確保 ④若年者支援事業 生活、仕事に関する相談窓口の設置 ⑤各種レクリエーション活動推進事業 連絡会等による登録者主体で行う各種レクリエーション活動の支援	文化ホール（中ホール・客席及び舞台等）、展示室、美術実習室、各種練習室の貸出、及び展覧会等の自主文化芸術事業の実施

施設見取り図

- 文化センター
勤労青少年ホーム
老人福祉センター



3 会津若松市勤労青少年ホーム条例廃止の理由

勤労青少年ホームの廃止に至った理由は、次のとおりです。

(1) 勤労青少年福祉法の改正による、自治体の設置義務（根拠法）の撤廃

勤労青少年福祉法（昭和 45 年法律第 98 号）は、勤労青少年の「福利厚生」や「レクリエーション、余暇活動の支援」といった側面に重きを置いていました。

しかし、若者をとりまく雇用環境の悪化と深刻な社会構造の変化（※）に対応するため、国は、「適正な職業選択の支援」や「職場定着・能力開発」といった、より直接的な「雇用の促進とキャリア形成」へと舵を切る必要がありました。

※ 少子高齢化と生産年齢人口の急減（労働力不足）、フリーターやニートの増加と不安定な雇用の常態化、情報不足に起因する企業と求職者のミスマッチによる早期離職、著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の出現など

こうした状況から、平成 27 年、勤労青少年福祉法は、「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」へと大きく改正されました。

この改正により、自治体に対する勤労青少年ホームの設置根拠（努力義務規定）が完全に削除されました。その後、全国の自治体において、登録者の減少や利用者層の変化、施設の老朽化等から、勤労青少年ホームの廃止や事業の見直し、施設の用途変更などが相次ぎました。

(2) 勤労青少年ホームの設置当時と現在の社会環境の変化

昭和 50 年に当ホームを設置した当時は、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るため、市が、若者の専用施設を設け、対面による様々な交流活動を積極的に支援する必要がありました。

しかし、時代と共に、若者の働き方や交流のニーズ、余暇の過ごし方などが多様化していることから、当初の目的は一定程度達成されたものと判断しています。

① 働き方の多様化

現在では、フレックスタイム制やシフト勤務、リモートワークなど、多様な勤務形態が広がり、働き方の選択肢が増えたことで、ライフスタイルもより多様化しています。

② 交流の多様化

インターネットの普及により、SNS やオンラインゲーム、推し活コミュニティ、マッチングアプリなどを通じて、住んでいる場所や職場に関係なく、同じ趣味や価値観を持った人たちとつながることができるようになりました。そのため、自主的なサークル活動もより身近に行えるようになっていきます。

また、自分の都合に合わせて参加するかどうかを決められる「緩やかなつながり」を好む傾向も見られます。

③ 学びや余暇の選択肢の増加

民間のフィットネスジムやカルチャーセンター、趣味のオンラインスクールなどが充実し、個々のニーズに合わせてさまざまな選択肢を利用できるようになっています。

(3) 人口減少時代における、将来の世代への責務

現在、本市が直面している最大の課題は、人口減少への対応です。人口減少は全国的にも共通する長期的な問題であり、私たちの次世代、さらにはその先の世代にも影響を及ぼし、避けて通ることはできません。

これからは、人口減少という現実を受け入れ、限られた資源を賢く活用して未来へ引き継ぐ、持続可能なまちづくりが求められています。そのためにも、「スマートシュリンク（賢く縮む）」という視点を取り入れた自治体経営への転換が不可欠です。

本市においても、行政サービスや公共施設、行政組織などを最適化するとともに、人口減少のスピードをできる限り緩やかにする対策を講じ、市民の皆様のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に満たされた「持続的な幸福」）の維持・向上、そして、まちの持続的な発展を目指していくことが求められています。

特に、若者や女性の流出が続く中、本市が活力と魅力にあふれるまちであり続けるためには、学生から社会人までの幅広い若い世代が、地域の多様な人々と深くつながりながら活躍できる環境の実現が不可欠です。

そのためには、若者の挑戦や成長の機会を創出し、地域への誇り（シビックプライド）を育むとともに、まちの魅力を内外に発信することで、このまちに集い、活躍する人々の輪が広がる取組を推進する必要があります。

持続可能な行政経営を実現するためには、これまでの事業を見直し、限られた資源を若者の活動（ソフト事業）へ還元できる仕組みに転換することが、重要な責務であると考えております。

【勤労青少年ホーム事業経費】

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 （見込み）
指定管理料	27,959	27,959	27,959	27,959	29,457
補助金（※）	1,075	1,062	1,355	1,415	
合 計	29,034	29,021	29,314	29,374	29,457

※ 会津若松市補助金（価格高騰による光熱費補助）

(4) 勤労青少年ホームの事業活動の現状

当施設の年間利用可能コマ数は、7,182 コマ（342 日換算）ですが、実際の稼働コマ数は、1,103 コマにとどまり、全体稼働率は、15.4%となっています。

さらに、その利用内訳を分析すると、本来のターゲットである若者の登録者による利用は、平日の夜間などの 344 コマ（31.2%）で、残りの 759 コマ（68.8%）は、登録者以外の一般市民による特別利用（一般貸出）が占めています。総延べ利用人数においても、11,233 人中、登録者が 2,489 人（22.2%）、登録者以外の一般市民による特別利用が 8,744 人（77.8%）となっています。

これらの客観的データから、当ホームはすでに「若者専用」の枠を超え、広く一般市民が日常的に集う「多世代共生スペース」として地域に定着していることを示しています。

また、当ホームや文化センターを利用した催しの際には、両施設を一体的に使用する「相互利用」も少なくありません。

こうした利用実態を踏まえ、運用効率と費用対効果の最適化を図るため、当ホームとしての用途を廃止し、文化センターとして一元的に管理していくこととします。

① 登録者数の推移

近年では、平成 17 年度の 395 人をピークに年々減少傾向にあり、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、令和 5 年度は 154 人まで減少しました。

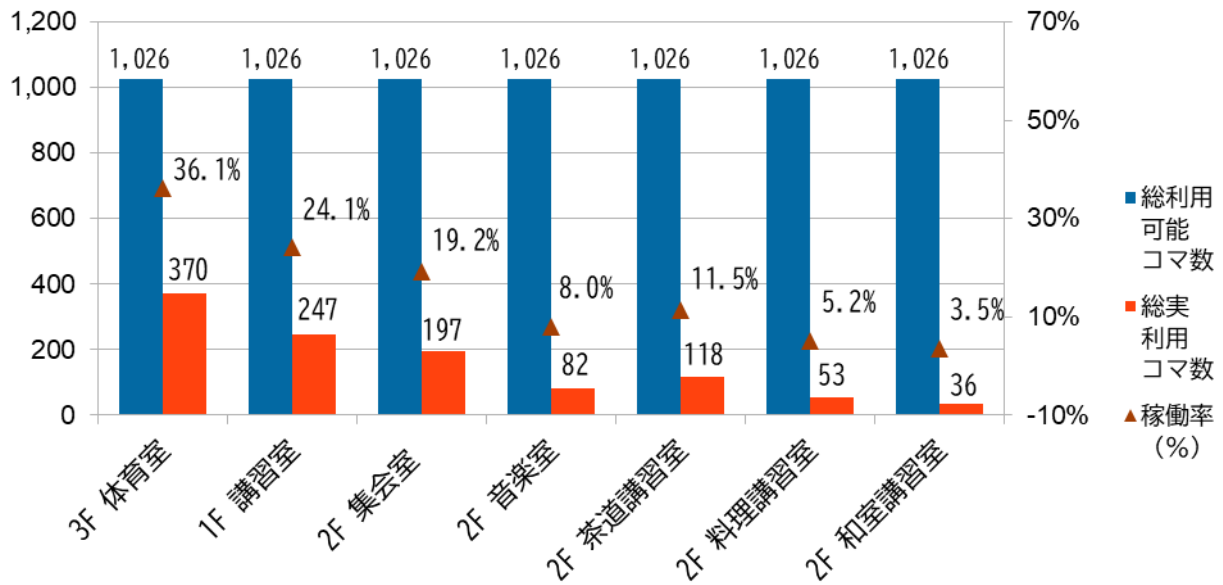
令和 7 年度には、211 人まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年度の登録者数には至っていない状況です。



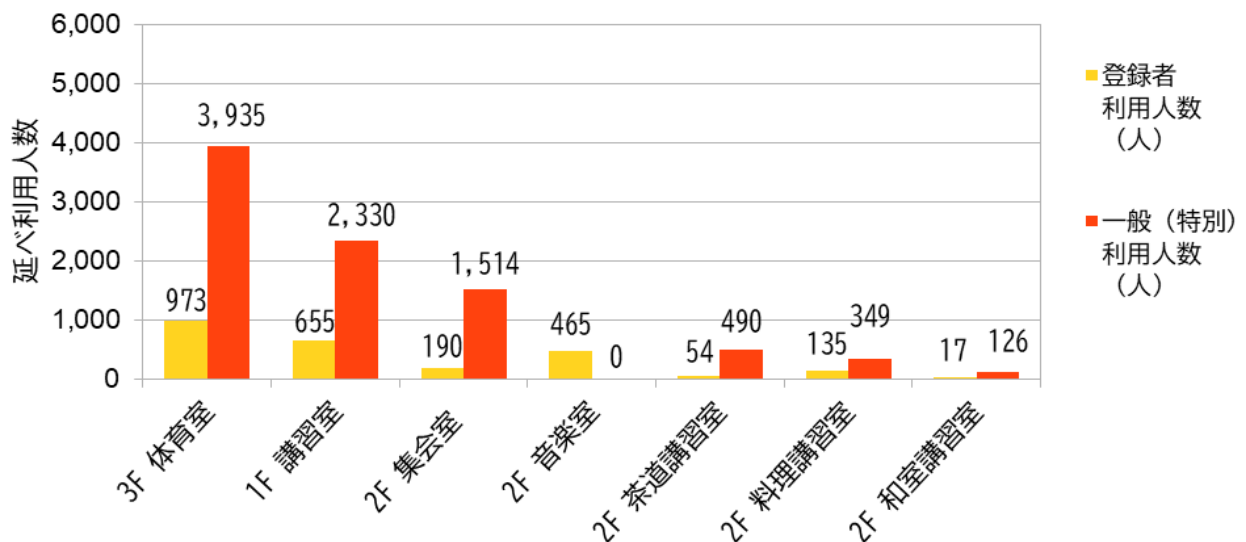
② 施設の利用状況と稼働率（令和7年度）

施設の利用状況を見ると、本来のターゲットである勤労青少年による利用は限定的であり、登録者以外の一般利用（特別利用）が多くを占めています。そのため、施設の設置目的と実際の利用状況が一致していないのが現状です。

a 総利用コマ数と稼働率



b 登録者の利用と一般利用（特別利用・登録者以外の利用）の状況



※1 利用可能日数は、条例に定める勤労青少年ホーム休館日を除く

勤労青少年ホーム休館日は、国民の祝日（17回）、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日まで

※2 登録者の利用可能コマ数は、平日は夜間（1コマ）、休日は午前・午後・夜間（3コマ）で計算

(5) 若者の交流活動のニーズの変化

登録者による利用コマ数（344 コマ）の内訳を見ると、当ホームにおける「主催講座」の利用は、14.5%（50 コマ）にとどまる一方で、クラブ活動は 43.3%（149 コマ）、連絡会活動は 37.2%（128 コマ）と、若者が主体的に企画・運営している活動が、全体の約 8 割（80.5%）を占めています。

このことから、当ホームが担ってきたクラブ活動や連絡会活動は、すでに一定の成果を上げており、本市の若者は自ら組織を立ち上げ、交流活動を継続できる「自主的な実行力」を身につけているものと考えられます。

4 勤労青少年ホーム廃止後の施設・事業の方針（令和 9 年度以降）

令和 9 年度以降は、人口が減少していくことを前提としたまちづくりへ発想を転換し、当ホームの施設及び事業について、次のとおり進めてまいります。

(1) 文化センターとしての一体的な管理と施設利用の多様化

若者の専用施設としての利用は限定的であることから、公共施設の有効活用を図るため、若者も含め多様な方々が利用できるよう、当ホームの施設は文化センターとして管理を一元化します。

なお、多様な文化活動に対応するため、一部諸室は貸出しを継続します。

(2) 従来の当ホームにおける自主的な活動への支援

これまで当ホームで行われてきた自主的な交流活動に対する支援については、令和 9 年度からの実施手法について検討を進めています。

5 検討経過

(1) これまでの経過

令和5年2～3月	登録者アンケートの実施 (今後の施設の在り方検討のため現状確認)
令和6年2月	2月定例会議 予算決算委員会第3分科会 (勤労青少年ホームの在り方を検討すべきとの意見)
8月	登録者アンケートの実施 (活動の参加状況及び満足度、運営に対する意見)
12月	指定管理者との協議(～令和8年4月まで計5回) (現状のヒアリング、課題等の認識の共有等)
令和7年6月	産業経済委員会協議会(指定管理期間の1年延長)
11月～	勤労青少年ホーム登録者との座談会(～令和8年1月まで全4回)
12月	産業経済委員会(指定期間の変更について議案提出)
令和8年6月	産業経済委員会協議会(勤労青少年ホームの今後の方向性) 若者が地元定着できる夢と希望のあるまちづくり懇談会
令和8年7月	市長と利用登録者との意見交換会 市議会議長・広報広聴委員会と利用登録者との意見交換会
8月	勤労青少年ホーム運営委員会へ説明

(2) 勤労青少年ホーム登録者との座談会の開催

- ① 開催回数 全4回(令和7年11月～令和8年1月)
- ② 参加者 勤労青少年ホームの連絡会(登録者で組織する会)を中心とした登録者
- ③ 参加人数 延べ58名
- ④ 内容
 - ア 「誰もが働きやすく、働き続けることができるまち」をテーマに、「働く人が求めること」や「まちの未来(ありたい姿・理想像)」について
 - イ 勤労青少年ホーム事業について(事業及び施設)
- ⑤ 意見
 - ア 勤労青少年ホームの事業について
 - ・ 講座やクラブ活動の継続を望む一方で、講師のいない緩いスポーツ活動へのニーズがある。
 - ・ 事務局による会場確保への評価がある。
 - ・ 連絡会活動は、講座やクラブの垣根を越えて交流できる活動であるが、参加者集めに苦労が生じている。
 - イ 勤労青少年ホームの施設について
 - ・ 交流拠点は、現在の場所・施設である必要はないが、事務局とコミュニケーションが取れて、参加者が集まれる拠点は必要である。
 - ウ まちづくりについて
 - ・ これまで若者がまちづくりなどへの意見を言う機会やその意見を取り入れて形にする仕組みがなかった。

- ・ 若者が主体的に関わり多様な人々をつなぐ仕組みや、意見がどう反映されたか実感できる市の伴走支援を求めている。

(3) 市長と勤労青少年ホーム利用登録者との意見交換会

- ① 開催日 令和8年7月9日
- ② 参加 利用登録者 13名
- ③ 内容 若者が地元に着定できる夢と希望のあるまちづくり
- ④ 意見等

ア 勤労青少年ホームの今後について

- ・ 勤労青少年ホームは今後存続するのか、廃止するのか。
- ・ 連絡会活動が続けるにあたり、現状の事務局によるソフト面でのサポート体制や活動場所が今後も提供されるのか。
- ・ 今後の事務局等の運営主体を市の直営にするのか、委託にするのか。年度ごとに担当が変わらず、気軽に相談できる存在が必要である。
- ・ 市が構想している「（仮称）若者会議」について、具体的な内容、開催時期、開催場所はどのようなものか。

イ まちづくりについて

- ・ 市における10代から40代までの年代別人口割合の現状はどうなっているのか。
- ・ 若者の市外転出について、転出した人を対象になぜ転出したのか理由をアンケート調査する方が建設的ではないか。
- ・ 大企業が少ない中、小さなコミュニティをつくって起業する若者を支援する仕組みがあれば、若者が戻ってくる魅力になるのではないか。
- ・ 若者の運動習慣が低いため、運動を通して健康的なモデルを示す活動をしていきたい。
- ・ 市のイベント等の情報が届きにくい、公式LINEを通じて他団体や市民が主催するイベント情報も発信できないか。
- ・ 市ホームページが見つらく、情報が更新されていない場合があるため改修してほしい。

(4) その他参考情報

- ① 市議会議長・広報広聴委員会と利用登録者との意見交換会（令和8年7月10日開催）
 テーマ 若者が地元に着定できる夢と希望のあるまちづくり
 参加 利用登録者 14名
- ② 次期総合計画策定市民会議、若者会議（令和7年度企画調整課）
- ③ 若手社員研修交流会に関する市内企業アンケート（令和7年度シティプロモーション課）
- ④ 大学生対象ミニインターンシップツアー市内参加企業アンケート（令和7年度商工課）
- ⑤ 地方創生・人口減少対策に関する県内大学生アンケート調査（令和7年度福島県）
- ⑥ 都圏在住福島県出身者若年層アンケート（令和6年度福島県）

【参考】県や市（他事業、他部署）における若者向けの会議やアンケート等から

- ・ 人口流出の主な要因として、若年層の地元に対する理解や愛着の形成が十分でないことが挙げられており、若者と地域をつなぐさまざまな接点づくりが必要とされています。
- ・ 既存の地域コミュニティを活用するなど、多世代が交流できる仕組みや、若者が集い新たな事業を創造できる土壌づくりが求められています。
- ・ 市内企業からは、市に対し、若手社員同士や若手社員と学生が交流する機会、また会津での楽しみを見つける場の提供が求められています。
- ・ さらに、さまざまな交流の機会を設けることで、「人脈の構築」や「新たな視点や知識の獲得」、「仕事へのモチベーション向上」など、キャリア形成にも良い効果が期待されています。

(参照)

○会津若松市勤労青少年ホーム条例

平成 14 年 12 月 25 日
会津若松市条例第 36 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るため、会津若松市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）を設置する。

（平 31 条例 22・一部改正）

(位置)

第 2 条 ホームは、会津若松市城東町 14 番 52 号に置く。

(業務)

第 3 条 ホームの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 憩い及び集会のための施設及び附属設備の提供
- (2) クラブ活動の育成及び促進
- (3) 生活、職業等に関する相談及び指導
- (4) 映画会、演劇会、音楽会、展示会等の開催
- (5) スポーツ活動及びレクリエーション活動の推進及び指導
- (6) 一般教養及び実務教育に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(開館時間等)

第 4 条 ホームの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 ホームの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（ただし、次号に掲げる日を除く。）（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

3 市長は、必要があると認めるときは、第 1 項の開館時間を変更し、又は前項の休館日に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

（平 17 条例 24・追加、平 25 条例 52・一部改正）

(利用者の資格)

第 5 条 ホームを利用することができる者は、市内に住所又は勤務先を有する勤労青少年及び市長が適当と認める者（以下「勤労青少年」という。）とする。

（平 17 条例 24・旧 4 条繰下）

(利用証)

第 6 条 ホームを利用しようとする勤労青少年は、あらかじめ利用証の交付を受けなければならない。

（平 17 条例 24・旧 5 条繰下）

(占用利用)

第7条 ホームを利用する勤労青少年が、クラブ活動等のためホームの施設の一部を占有して利用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、ホームの管理上必要な条件を付することができる。

(平17条例24・旧6条繰下)

(特別利用の許可)

第8条 勤労青少年以外の者でホームを利用しようとするものは、市長の特別利用の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、ホームの管理上必要な条件を付することができる。

(平17条例24・旧7条一部改正し繰下)

(利用の制限)

第9条 市長は、ホームの利用（前2条の規定による利用を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を認め、又は利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホームの施設及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) ホームの管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。

(平17条例24・旧8条繰下)

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 利用証の交付を受けた者及び利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用証の交付又は利用の許可（以下「利用の許可等」という。）を受けた目的以外にホームを利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例24・旧9条繰下)

(利用許可等の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可等を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、利用の許可等の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 利用者が、偽り或其他不正な手段により利用の許可等を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上又はホームの管理上必要と認めるとき。

2 市長は、前項の場合において、利用者に損害があっても、その賠償の責めを負わない。

(平17条例24・旧10条繰下)

(使用料)

第12条 ホームを特別利用しようとする者（第22条において「特別利用者」という。）は、別表に掲げる使用料（消費税及び地方消費税の額を含む。）を納入しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例24・旧11条一部改正し繰下、平25条例52・一部改正)

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(平17条例24・旧12条繰下)

(使用料の返還)

第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(平17条例24・旧13条繰下)

(遵守事項)

第15条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ホームの施設、附属設備、備品等をき損し、又は汚損しないこと。
- (2) 物品の販売、広告宣伝その他これらに類する営利行為をしないこと（あらかじめ市長の許可を受けた場合を除く。）。
- (3) 施設の収容人員を超えて人員を入場させないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (5) 利用の許可等を受けない施設を利用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(平17条例24・旧14条繰下)

(原状回復)

第16条 利用者は、ホームの利用を終了したとき又は利用の許可等を取り消されたとき若しくは利用を停止されたときは、その利用に係る施設、附属設備、備品等を直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

(平17条例24・旧15条繰下)

(損害賠償)

第17条 故意又は過失によりホームの施設、附属設備、備品等をき損し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(総合利用)

第18条 市長は、ホームの運営に当たり、会津若松市文化センター（会津若松市文化センター条例（平成14年会津若松市条例第35号）第1条に規定する会津若松市文化センターをいう。）及び会津若松市老人福祉センター（社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項に基づき設置する老人福祉センターをいう。）の利用者の利便を図るため、会津若松市文化センター及び会津若松市老人福祉センターとの総合的な利用の促進に配慮するものとする。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にホームの管理を行わせることができる。

2 前項の規定によりホームの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、ホームの開館時間及び休館日を変更することができる。

(平17条例24・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 前条第1項の規定により指定管理者にホームの管理を行わせる場合において当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) ホームの利用に関する業務
- (3) ホームの特別利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) ホームの施設、附属設備、備品等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

2 指定管理者が前項の業務を行う場合における第5条、第7条から第9条まで、第11条、第15条、第16条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（平17条例24・追加）

（指定管理者が行う管理の基準）

第21条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正にホームの管理を行わなければならない。

（平17条例24・追加）

（利用料金）

第22条 第12条の規定にかかわらず、第19条第1項の規定によりホームの管理を指定管理者に行わせる場合において特別利用者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により利用料金の額の承認をしたときは、速やかに当該承認の内容を公示するものとする。
- 5 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、市長があらかじめ定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 既納の利用料金は、返還しない。ただし、特別利用者の責めに帰することができない理由によりホームを利用することができなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平17条例24・追加）

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平17条例24・旧19条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に会津若松市文化センター条例附則第2項の規定による廃止前の会津若松市文化福祉センター条例（昭和53年会津若松市条例第25号）の規定によりなされた利用の許可、使用料の納入その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年6月28日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 施行日以後の会津若松市勤労青少年ホームの占用利用及び特別利用の許可その他指定管理者による会津若松市勤労青少年ホームの管理に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成25年12月25日条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定及び第12条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前において現に利用の許可を受けている者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前において現に特別利用の許可を受けている者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

別表（第12条、第22条関係）

（平17条例24、平25条例52、平31条例22・一部改正）

階別	区分	回数	使用料
1階	講習室	1回	1,100円
2階	講習室（和室）	1回	770円
	茶室	1回	1,100円
	茶道講習室	1回	770円
	料理講習室	1回	1,650円
	音楽室	1回	770円
	集会室	1回	770円
3階	体育室	1回	3,300円

備考 1回の利用時間は、4時間以内とする。